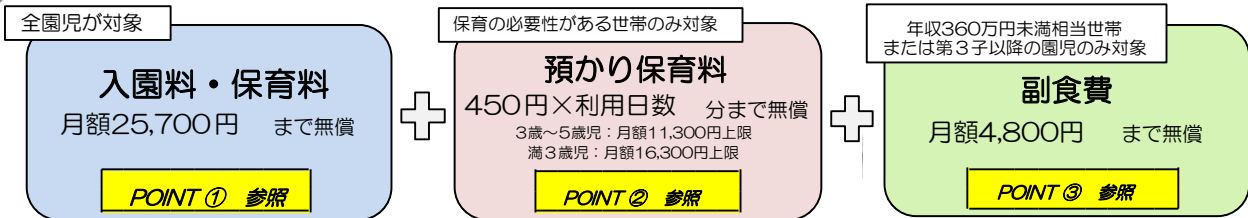


令和7年度に幼稚園の入園を希望されている保護者の方へ

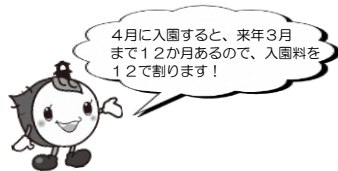
市内の私立幼稚園を利用されるお子様については、事前に施設等利用給付認定を受けることにより、保育料等が一定限度まで無償化となります。つきましては、下記に記載した内容をよくお読みになり、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」をご記入後、各幼稚園で指定されている期限までに必要書類を添えてご提出ください。

① 何が無償化になるの？



POINT① 私立幼稚園における入園料・保育料について

入園してから退園するまでの月毎の保育料が、25,700円まで無償化の対象となります。なお、入園料は月毎の保育料が25,700円に満たない幼稚園を利用される場合は、入園初年度に限り、入園料も月額に換算して無償化の対象です。



➤ 算定のイメージ

入園料	月額換算 A ÷12か月	保育料 B	無償化上限 C	保護者の実質 負担額 (A+B)-C
60,000円	5,000円	24,000円	25,700円	3,300円

注意

- ・バス代、制服代、行事の費用等（実費徴収および上乗せ徴収）は無償化の対象外です。
- ・幼稚園に支払う予定であった保育料と入園料（月額換算）の合計が、25,700円を下回った場合その合計額が無償化の上限となります。

POINT② 私立幼稚園における預かり保育の利用料について

預かり保育の利用料の一部が無償化となるのは、保育の必要性がある世帯のみになります。保育の必要性がある世帯の詳細い説明については、裏面をご覧ください。該当になると、月毎に1日450円×利用日数分が無償化の対象です。（上限金額は月11,300円（満3歳の場合は、月16,300円です。））



利用料	無償化上限	保護者の実質負担額 A-B
400円×15日	450円×15日	
6,000円 A	6,750円 B	0円



利用料	無償化上限	保護者の実質負担額 A-B
600円×18日	450円×18日	
10,800円 A	8,100円 B	2,700円

注意

- ・令和7年4月1日現在の年齢が2歳の園児は、**市町村民税非課税世帯**に限りです。
- ※令和7年4月から令和7年8月までは令和6年度の、令和7年9月から令和8年3月までは令和7年度の課税状況で判定します。



幼稚園で実施する預かり保育が、**一定水準未満（教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満 または 年間開所日数が200日未満）の場合に限り**、認可外保育施設等の利用料も無償化対象となります。※在籍している幼稚園等の預かり保育が、一定水準未満かどうかは、各園に確認してください。

POINT③ 副食費について

- 1か月4,800円が無償化の上限額となります。次のいずれかの要件に該当する世帯が対象となります。
- ・小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる場合
 - ・年収が360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額が、世帯合計77,101円未満）
 - ・市民税が非課税の世帯とそれに準ずる世帯（生活保護世帯や里親等）

② 無償化になるために何をすればいいの？

下記に記載してある保育の必要性がないご世帯は、

【子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式15号）】に必要事項を記入後、各園の指定期限迄に【子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式15号）】のみご提出ください。（新1号）

下記に記載してある保育の必要性があり、預かり保育を利用される予定のご世帯は、

【子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式16号）】に必要事項を記入後、保育が必要な旨の証明書を添えて各園の指定期限までに、提出してください。（新2号・新3号）

③ 入園後の保育料等は何もしなくても無償化になるの？

- ・ 毎月の保育料が、月25,700円を超えない園は、通常の保育料分の支払いはありません。
月25,700円を超える園については、**超えた分をお支払いいただくこととなります。**
- ・ 子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第16号）を提出し、認定された場合は、預かり保育の利用料の一部が無償化になります。
- ・ 副食費については、年1回申請をしていただく予定になります。（令和8年3月頃を予定）

● 保育の必要性

預かり保育が無償化の対象となるには、**園児の保護者のいずれもが**、次に示す事由に該当する必要があります。

事由	認定期間（＝無償化となる期間）
① 就労 児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常であること （月間実働時間64時間以上※休憩除く）	最長で、お子さんの就学前まで
② 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日 ※1歳の誕生日の月の入所申請を行い入所でできず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所でできず育休期間を2歳まで再延長した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。
③ 求職 求職活動をしていること（起業準備を含む）	3か月 ※期限内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。
④ 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の月末まで
⑤ 就学 卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）	認定したその月の月末まで ※認定したその月の月末までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで
⑥ 疾病・障害 肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで
⑦ 看護等 同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	
⑧ 災害等 震災・風水害・火災等の復旧をしていること	
⑨ 虐待やDVのおそれがあること	
⑩ 特例 市長が定める上記に類する状態にあること	

書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要です。
兄弟姉妹が入園する場合には、
年齢の低いお子さんに原本を、
他のお子さんには
コピーを添付してください。

上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。

必要書類（保育が必要な旨の証明書）

① 就労	・ 就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）
② 育児休業中	※ 記載漏れや押印・署名等がない場合は受付できませんのでご注意ください ※ 自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類 （確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付
③ 求職	・ 就労誓約書 ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
④ 妊娠・出産	・ 母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）
⑤ 就学	・ 在学証明書または合格通知書 ・ 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑥ 疾病 障害	・ 医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの） ・ 身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
⑦ 看護等	・ 医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑧ 災害復旧	・ 被災証明書等

必要書類（4/1現在の年齢が2歳のお子さん（＝満3歳児）で、市町村民非課税の世帯のみ必要）

非課税証明書	父、母、及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 ただし、令和6年1月1日に川越市に住民登録があった方や、マイナンバーの確認書類が揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です（それ以外の方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市町村で発行が必要です）。
--------	---

【問い合わせ先】 川越市子ども未来部保育課

〒350-8601 川越市元町1-3-1 TEL: 049-224-5827 / FAX: 049-223-8786

※本案内は、令和6年9月1日現在の情報をもとに作成しています。
今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。